

豊洋園訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人黎明福祉会が開設する豊洋園訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 豊洋園訪問看護ステーション
- ② 所在地 熊本県宇城市三角町里浦 2855 番 5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員 常勤換算方法で2.5人以上

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士:必要に応じて雇用。

訪問看護等(在宅におけるリハビリテーション)を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり37円とする。

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、宇城市の一部(三角町、不知火町)、上天草市の一部(大矢野町)、宇土市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第10条 事業者は提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5 事業者は、提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に対して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(虐待の防止)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取り組み例を収集し、周知する。また、ハラスメントなどのストレス対策に関する研修を実施する。

(衛生管理等)

第12条 事業者は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品

等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 感染症の予防及び蔓延防止の為に、事業所は安全で衛生的な環境を整備するとともに、看護師が感染源となることを予防し、また看護師を感染の危険から守る為の備品を備えるなどの必要な対策を講じる。

(事業継続に向けた取り組み)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、事業継続に向けた計画の策定、研修、(シミュレーション)を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年3回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を得、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得て行う。
- 5 事業の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問看護師等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 6 事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
- 7 事業の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
 - (1) 前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して、事業を提供するように努める。
- 8 訪問看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- 9 事業を提供した際には、当該事業の提供日及び内容、当該事業について法第41条第6項(法第53条第4項において準用する場合も含む。)の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。
- 10 利用者の希望、主事の医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成する。
 - (1) 前項の訪問看護計画書は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
 - (2) 訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、作成した当該訪問看護計画書は利用者へ交付する。
 - (3) 訪問看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成する。
 - (4) 管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。
- 11 訪問看護師等は、その同居の家族である利用者に対する事業の提供は行わない。
- 12 事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。
 - (1) 正当な理由なしに、事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- 13 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他財産上の利益を供与しない。
- 14 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者

に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(1) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

15 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

(1) 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

16 事業所の見やすい所に運営規程の概要、訪問看護師等の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

17 利用者が、居宅サービス利用計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(契約解除)

第15条 訪問看護サービス利用契約解除については、利用者がいつでも契約の解除を申し入れることができ、事業者も速やかに応じる。

(その他の事項)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人黎明福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成27年11月 9日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月10日から施行する。

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年12月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。